

姫路市 L G W A N 対応生成 A I サービス導入事業

公募型プロポーザル募集要項

令和 7 年 1 2 月

姫路市

1 募集の概要

本市では、既にインターネット接続系において生成AIサービスを導入し、文章作成や要約等の一般事務において着実な業務時間短縮効果を上げている。しかし、機密情報を取り扱う業務では、情報セキュリティ上の制約から同サービスを活用できず、業務効率化の範囲が限局的であるという課題がある。

そこで、LGWAN環境下で安全に利用可能な生成AIサービスを新たに導入し、インターネット接続系で実証済みの効果を、より機密性の高い基幹業務へと展開することで、全局的な業務改革の実現を図る。ひいては、インターネット接続系とLGWAN接続系の両環境で生成AIを活用する体制を構築し、行政サービスの質的向上と職員の働き方改革の両立を目指す。

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (4) 次の全てに該当すること。
 - ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止措置（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
 - イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係
 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
 (ア) 組合とその組合員の関係にある場合
 (イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合
- (8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当した事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。
- (9) 令和2年4月1日以後に、以下の業務を6か月以上継続して履行した実績を有していること。
 ※ 当該業務が公告日時点で6か月以上継続していれば履行継続中でも差し支えない。
 ※ 当該実績は、国、政令指定都市、その他の地方公共団体が発注したものも含む。
 ア 生成AI技術を用いたサービス（チャットボット、文書生成、要約、コード生成、画像生成など）の構築業務
 イ アで構築したサービスの導入支援業務
 ※ 利用ユーザー登録、テンプレート追加、マニュアルの提供、問い合わせ対応等、サービス利用開始に必要な支援業務などを指す。
 ウ ア及びイの業務を経てサービスとして提供する業務（サービス運用・管理、ユーザーサポート等を含む）

3 プロポーザルに関する担当部局等

- (1) 担当部局
 姫路市デジタル戦略本部デジタル戦略室庁内DX担当（以下、「デジタル戦略室」という。）
 〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
 電話 (079) 221-2395
 FAX (079) 221-2161
- (2) 契約条項を示す期間及び場所

| | |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 契約条項を示す期間 | 令和7年（2025年）12月1日から 令和8年（2026年）2月10日まで 本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。 |
| 閲覧の場所 | デジタル戦略室 |

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

| | 項目 | 日 時 |
|---|------------------|------------|
| 1 | 公告及び要求水準書等の公表 | 令和7年12月1日 |
| 2 | 参加表明手続の提出書類の受付期限 | 令和7年12月11日 |
| 3 | 参加資格確認結果の通知 | 令和7年12月15日 |
| 4 | プロポーザルに関する質問受付期限 | 令和7年12月22日 |
| 5 | プロポーザルに関する質問への回答 | 令和7年12月26日 |
| 6 | 提案資料提出書類の受付期限 | 令和8年1月23日 |
| 7 | 提案内容のヒアリング回答 | 令和8年2月6日 |
| 8 | 契約候補者の特定及び通知 | 令和8年2月10日 |
| 9 | 契約締結予定及び審査結果の公表 | 令和8年2月16日 |

5 参加表明手続及び参加資格の確認

(1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却を行わない。

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式1－1）
- (イ) 履歴事項全部証明書（令和7年9月1日以降に発行された最新のもの（写し可））
- (ウ) 業務実績調書（様式1－2）
- (エ) 姫路市税の納税証明書（滞納無証明書）（公告日以後に発行されたもの（写し可）、市税の納税義務がある場合に限る。）
- (オ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3）（公告日以後に発行されたもの（写し可））
- (カ) 関連企業申告書（様式1－3）

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

| | |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 参加表明書等 配布期間 | 令和7年（2025年）12月1日から 令和7年（2025年）12月11日まで 本市の休日を除く |
| 閲覧の場所 | デジタル戦略室 (参加表明者は、姫路市公式ウェブサイトに掲載する参加表明手続及び提案手続きに必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 掲載ページ： https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032179.html (以下、「掲載ページ」という。) |

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達の記録が確認できるものによること。

オ 提出場所

デジタル戦略室

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和7年12月8日午前9時から同月11日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和7年12月15日までに参加資格確認通知書を電子メールにより発送することで通知する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和7年12月22日正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）によりデジタル戦略室に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式2）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

go_go_digital@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和7年12月22日午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和7年12月26日午後1時から

イ 回答方法

回答は、掲載ページに掲載する。

(3) その他

- ア 質問及び質問に対する回答は、掲載ページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。
- イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。
- ウ 質問者名は公表しない。

7 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

掲載ページに掲載する「姫路市L G W A N 対応生成A I サービス導入事業提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

(2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

(3) 提出方法

ア 持参又は郵送とする。

イ 郵送の場合は、書留郵便等配達の記録が確認できるものによること。

ウ 持参の際は、デジタル戦略室へ事前に連絡し、提出日時を調整の上、提出すること。

エ 提案書類一式のうち正本は、電子データでも提出すること。

オ 提案書類一式のうち正本を電子データで提出するにあたっては、5 MB以上の電子データを本市が電子メールにて受領することができないため、こちらからアップロードサイトを案内するので申し出ること。

カ 電子データを電子メールにて提出した場合は、提出した旨、電話にて担当者へ一報を入れ、受け取りの確認をとること。

(4) 提出場所

デジタル戦略室

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和8年1月21日午前9時から同月23日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとし、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成す

ること。

- エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。
- オ 提出された提案資料は、一切返却しない。
- カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。
- キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

8 ヒアリングの実施

- (1) 提案者は、前項の規定により提出した提案資料について、本市において疑義があると判断した場合は、ヒアリングを受けなければならない。なお、ヒアリングは、電子メールでの質疑応答とする
- (2) 提案書受付後、令和8年1月30日までに本市よりヒアリング内容を通知する。提案者は、令和8年2月6日午後4時までに回答するものとする。
- (3) ヒアリングでは、補完的な資料の提出は認めない。

9 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、ヒアリングを実施の上、第7項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、姫路市L G W A N 対応生成A I サービス導入事業審査委員会において実施する。

ウ 姫路市L G W A N 対応生成A I サービス導入事業審査委員会において、提案資料及びヒアリングの内容により、提案内容の全てについて総合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

エ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費（受託希望金額）の最も低い者を契約候補者とする。事業費（受託希望金額）の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

オ 提案書に関する評価点について、その他の評価項目を除く評価項目について各委員の評価点の平均点が満点（500点）の3割（150点）未満である場合は失格とする。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

| 評価基準 | 配点 | 得点 |
|-------------|----------------------------------------------------------|-----------|
| 1 基本的な考え方 | | |
| 1-1 目標・ビジョン | ・ 本サービスの提供により本市にもたらす職員負担軽減や導入効果について、目標ビジョンを持っているかが明確に記載さ | 5点 25点 |

| 評価基準 | | 配点 | 得点 |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| | れ、優れているか。 | | |
| 1－2 プロジェクト体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業を取り組むうえでのプロジェクト体制表を掲示されているか。 ・ 体制では、本市からの問い合わせ等の窓口を一本化され、優れているか。 | 5点 | |
| 1－3 会議体の運営等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議体の運営（内容、頻度、体制、方法等）について、明確に記載されており優れているか。 | 5点 | |
| 1－4 報告及び連絡体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 受託者と本市とのコミュニケーション（報告、連絡等）について、本サービスの構築時及び提供時におけるコミュニケーションの方法及び体制の記述があり、優れているか。 | 5点 | |
| 1－5 スケジュール | <ul style="list-style-type: none"> ・ 要求水準書を踏まえた上で、効果的な体制および本市にとって負担の少ないスケジュールとなっているか。 | 5点 | |
| 2 業務実績 | | | |
| 2－1 業務実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年4月1日以後に、以下の業務を6か月以上継続して履行した実績を有しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ア 生成AI技術を用いたサービス（チャットボット、文書生成、要約、コード生成、画像生成など）の構築業務 イ アで構築したサービスの導入支援業務 ウ ア及びイの業務を経てサービスとして提供する業務 <p>※ 当該業務が公告日時点で6か月以上継続していれば履行継続中でも差し支えない。</p> <p>※ 当該実績は、国、政令指定都市又はその他の地方公共団体が発注したものと含む。</p> <p>※ 業務実績は参加表明手続において提出したものとあらためて提出してもよい。</p> <p>※ 業務実績の件数は合計5件までと</p> | 25点 | 25点 |

| 評価基準 | | 配点 | 得点 |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|
| し、最大25点とする。 | | | |
| 3 提案サービス機能 | | | |
| 3-1 セキュリティ対策 | <ul style="list-style-type: none"> 提供サービスを利用するためのネットワーク構成図が提示されており、本市の作業負担が最小に抑えられているか。 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得状況、情報セキュリティ監査の実施状況が明確に記載されているか。 契約満了時におけるデータの返還、その後のクラウド上での削除等、運用時のセキュリティ対策について記載されているか。 | 50点 | |
| 3-2 提供する生成AIモデル | <ul style="list-style-type: none"> 提供する生成AIモデルの内容が詳細に記載されているか。 提供プランが多種多様な要望にも対応しうる汎用性があるか。（AIモデルが多数、最新モデルに対応している、各AIモデルのトークン数が非常に多い等） モデルの更新頻度、更新した際の提供方針について記載されており、優れているか。 | 50点 | 350点 |
| 3-3 提供サービスの詳細 | <ul style="list-style-type: none"> 推奨機能を有している場合、一つにつき5点の加点とし、最大200点の配点とする。 | 200点 | |
| 3-4 ユーザーインターフェース | <ul style="list-style-type: none"> 提供サービスの操作性やユーザーインターフェースについて明確な記述があり、優れているか。 利用者が容易にサービスを利用できる工夫があり、優れているか。 | 50点 | |
| 4 提案運用業務 | | | |
| 4-1 継続的な利用支援 | <ul style="list-style-type: none"> 導入後の支援内容および提供可能プランについて記載されており、内容が優れているか。 | 20点 | 50点 |
| 4-2 運用保守体制 | <ul style="list-style-type: none"> 本市専用環境の運用保守体制および実施内容について記載されており、内容が優れているか。（最大10点） | 30点 | |

| 評価基準 | | 配点 | 得点 |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| | <ul style="list-style-type: none"> 問い合わせ窓口（ヘルプデスク）の設置有無について記載されているか。設置可能で優れた提案である場合は20点、設置がない場合は0点の配点とする。 | | |
| 5 その他 | | | |
| 5-1 追加提案 | <ul style="list-style-type: none"> 要求水準書に記載の業務内容に関連又は付随する内容で、提案見積書の範囲内で実現する追加提案であるか。 追加提案が具体的かつ詳細に記載され優れているか。 | 50点 | 50点 |

※1 下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。ただし、評価基準3-3、4-2は除く。

| 評価 | 判断基準 | 得点化方法 |
|----|-----------------|-------------|
| A | 当該項目に関して特に優れている | 各項目の配点×1.00 |
| B | AとCの中間程度 | 各項目の配点×0.75 |
| C | 当該項目に関して優れている | 各項目の配点×0.50 |
| D | CとEの中間程度 | 各項目の配点×0.25 |
| E | 要求水準を満たしている | 各項目の配点×0.00 |

イ 事業費（受託希望金額）に関する評価

第7項第1号に定める提案資料の様式4に記載された受託希望金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。なお、事業費（受託希望金額）が提案上限金額を上回る場合は、その参加者の提案を不採用とする。

配点は100点とし、以下の算出式により算出する。

| |
|--------------------------------------------------|
| 価格評価点 = 価格評価点（A） + 価格評価点（B） |
| 価格評価点（A） = 50点×（全提案中最低の構築費÷提案者が示す構築上限金額） |
| 価格評価点（B） = 50点×（全提案中最低の月額サービス利用料÷提案者が示すサービス利用金額） |

※ただし、提案資料提出から契約締結日までの間に失格又は本プロポーザルから辞退した提案者が現れた場合は、当該提案者の受託希望金額については評価点の算出対象から除外した上で、評価点を算出する。

ウ 総合評価点

提案書に関する各委員の評価点の平均点（500点満点）及び事業費に関する評価

点（100点満点）の合計600点満点により算出する。なお、総合評価点算出後に同号イのただし書に該当する事例が発生した場合には、事業費（受託希望金額）に関する評価点を再算出した上で、総合評価点を再度算出する。

(3) その他

- ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。
- イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。
- ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。
- エ 契約候補者の特定を令和8年2月10日に行う。特定された契約候補者への連絡は、電子メールにより通知するものとする。また、契約候補者とならなかつた提案者については、その旨を別途書面で通知する。
- オ 特定された契約候補者は、令和8年2月13日午後4時までに、本件業務の見積書をデジタル戦略室に提出すること。
- カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和8年2月16日を目途に掲載ページに掲載する。
- キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

10 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかつた場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号エと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

11 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第9項第1号エの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）によりデジタル戦略室に持参又は郵送（書留郵便等、配達の記録が確認できものに限る。）で提出すること。
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

12 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に定める参加資格要件を満たしていない者

- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第655号第1項第5号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

1 3 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1 4 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1 5 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、本市は契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者について、契約締結後に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、当該契約を解除することができる。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (4) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (5) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (6) 審査結果について、契約締結後に、別紙1のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、提案者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。